

平成24年3月5日

東日本大震災被災者の皆さまに対する
「災害復旧支援ローン」の取扱い期間延長について

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、東日本大震災により被害を受けられた被災者の皆さまの住宅復旧等にお役立ていただくため、特別金利の取扱い及びお借入要件の緩和を図っております。

今般、被災地の復旧状況を踏まえ、「災害復旧支援ローン」の取扱期間を下記のとおり延長いたしましたのでお知らせいたします。

記

「災害復旧支援ローン」取扱期間

変更前 平成24年3月30日（金）

変更後 平成26年3月31日（月）

○お客さまの災害の状況等を勘案して「東日本大震災にかかる融資等ご相談窓口」を全ての営業店に開設しております。お客さまの状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等の対応に最大限努めますのでお気軽にご相談ください。

以上